

第 18 回 表現の自由 (3)

4. 表現の自由の規制立法に対する違憲審査

- ・ 表現の自由といえども絶対的なものではないので、必要最小限度の規制は認められる。
- ・ 表現の自由を中心とする精神的自由権を規制する立法の合憲性は、経済的自由を規制する立法よりも、厳しい基準によって審査されなくてはならないとされる。なぜならば、表現の自由などの精神的自由権が制約された場合、経済的自由権が制約された場合と比較して、被害が甚大で、かつ、民主政治の過程で回復が困難であるからである。このことから、表現の自由をはじめとする精神的自由権は、優越的地位をもつともいわれる。
- ・ 精神的自由権への規制に対しては、裁判所は、規制目的の高度の正当性と、規制手段の必要最小限度性を審査し、国家による立証が成功しない限り、違憲と判断する。一方、経済的自由権への規制に対しては、規制目的の正当性と、目的と規制手段との合理的関連性を審査し、目的が正当または手段が合理的でなければ、違憲と判断する。

5. 集会・結社の自由

- ・ 多数人が特定の共通の目的をもって一定の場所に集まることを集会という。集会の自由は、表現の自由の一形態として 21 条によって保障される。
- ・ 多数人が特定の共通の目的をもって継続的に結合することを結社という。結社の自由は、表現の自由の一形態として 21 条によって保障される（宗教団体については 20 条が、労働組合については 28 条が、それぞれ重疊的に保障している）。
- ・ 一定の類型の場所（駅、公園、公民館など）については、その所有権や管理権の行使よりも表現行為が優先されるというパブリック・フォーラムの法理は、吉祥寺駅構内ビラ配布事件（最判昭和 59 年 12 月 18 日刑集 38 卷 12 号 3026 頁）や屋外広告物条例事件（最判昭和 62 年 3 月 3 日刑集 41 卷 2 号 15 頁）の最高裁判決における伊藤正己裁判官の補足意見で言及されたことがある。

○ 吉祥寺駅構内ビラ配布事件最高裁判決（最判昭和 59 年 12 月 18 日刑集 38 卷 12 号 3026 頁）

Y らは、いわゆる狭山事件の被告人を支援するための集会の宣伝のため、京王井の頭線吉祥寺駅南口 1 階階段付近で、駅員の許諾を得ることなく、乗降客らにビラを配布したり、拡声器を使って演説をしたりして、駅の管理者やその依頼を受けた警察官からの退去要求を無視して、約 20 分間にわたり構内に滞留したため、鉄道営業法 35 条及び刑法 130 条後段で起訴された。

最高裁判所は、思想を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の財産権、管理権を不当に害するようなものは許されないから、Y らの行為について法律を適用して処罰しても、憲法 21 条 1 項に違反しないと判示した。伊藤正己裁判官は、補足意見として、次のように述べた。すなわち、一般公衆が自由に出入りできる場所は、その本来の利用目的と同時に、表現の場所として役立つことが少なくない。道路、公園、広場がその例であり、これをパブリック・フォーラムと呼びうる。これが表現の場所として用いられるときは、所有権や管理権に基づく制約を受けざるを得ないにせよ、その機能にかんがみ、表現の自由の保障に可能な限り配慮する必要がある（ただし、本件場所は、駅舎の一部であるため、パブリック・フォーラムたる性質は必ずしも強くない）。

○ 泉佐野市民会館事件最高裁判決（最判平成7年3月7日民集49巻3号687頁）

Xらは、1984（昭和59）年6月に、泉佐野市立の市民会館で、「関西新空港反対全国総決起集会」を開催することを企画し、同年4月、ホールの使用許可を申請した。しかし、市長は、本件集会が、市の条例7条1号の「公の秩序をみだすおそれのある場合」及び3号の「その他会館の管理上支障があると認められる場合」に該当すると判断し、申請を不許可とした。そこで、Xは、市長による本件不許可処分が憲法21条、地方自治法244条に違反するとして、市に対して国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を請求した。

最高裁判所は、(1) 本件会館が、地方自治法244条にいう「公の施設」に該当し、正当な理由なく利用を拒否すれば、憲法上の集会の自由の不当な制限につながるが、(2) 集会のために施設利用を認めることで他の基本的人権が損なわれる危険がある場合には、必要かつ合理的な範囲で集会の開催を制限できると述べたうえで、(3) その必要性・合理性の判断は厳格な基準によるべきであり、「公の秩序をみだすおそれがある場合」とは単に危険な事態を生ずる蓋然性では足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合を指すと解すべきと判示した。そのうえで、(4) 主催者が集会を平穩に行おうとしているのに、対立グループが実力で妨害しようとするおそれがあることを理由に施設利用を拒むことは、憲法21条の趣旨に違反するが、(5) 集会の主催者である中核派は、爆破事件を起こし負傷者を出すなど激しい実力行使をしてきたものであり、具体的な危険の発生が客観的事実によって予見できたため、本件集会を制約することは違憲ではないとされた（原告の請求を棄却した）。

## Quiz

Q18-1 表現の自由の制限に対する違憲審査基準に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 「二重の基準論」によれば、表現の自由は人権体系の中でも優越的地位を占めるから、表現の自由の制限立法と他の自由、ことに経済的自由の制限立法とはその合憲性審査の基準を異にすべきで、前者に対しては後者に対してよりも厳しい審査基準が適用されなければならないが、合憲性の推定までが排除されることはない。
2. 「明白かつ現在の危険の原則」によれば、表現行為を規制しうるのは当該表現行為によってもたらされる実体的害悪の内容が明白で、かつ、その害悪が現実発生することを要するから、ある表現行為をその有する危険性のゆえに規制することは許されない。
3. 「LRAの基準」によれば、ある目的を達成するため法令の採っている表現行為に対する規制手段よりもより制限的でない手段によって同じ目的を達成できると認められる場合には、当該法令は違憲とされるが、裁判所がより制限的でない手段が何であるかを具体的に特定することができない場合は、この基準により当該法令を違憲とすることはできない。
4. 「明確性の理論」によれば、表現の自由を制限する法令の文言が漠然としており不明確である場合には、当該法令がどのように厳格に限定して解釈され適用されたとしても、恣意的な法適用を招く危険と国民の権利行使への萎縮抑制効果の存在が払拭されない限り、当該法令は文面上無効とされなければならない。
5. 「過度の広汎性の理論」によれば、法令がある種の人権について合憲的に規制しうる範囲を超えて包括的な形で規制している場合は、当該法令の規定を文面上無効とすべきであるとされる。ことに優越的地位をもつ表現の自由を規制する法令については、限定解釈によって規制対象を合憲的に規制しうる行為に限定することが可能であっても、法の無効宣言を避けることが許されることはない。

（平成3年度国家公務員採用I種試験）

Q18-2 日本国憲法に規定する集会の自由又は結社の自由に関する記述として、通説に照らして妥当なのはどれか。

1. 集会の自由における集会とは、不特定の多数人が共同の目的を持たずに一定の場所に集まる一時的な集合体である。
2. 集会の自由を保障するとは、集会を主催し、指導し又は集会に参加する行為について、公権力が制限を加えることが禁止されることであり、これらの行為を公権力によって強制されないことを意味するものではない。
3. 結社の自由における結社とは、必ずしも場所を前提とせず、共同の目的のためにする特定の多数人の継続的な精神的結合体である。
4. 結社の自由の保障は、立憲民主主義の維持にとって不可欠であることから、結社の自由の保障の対象は、政治的結社に限られる。
5. 結社の自由には、団体形成の自由、団体加入の自由又は団体活動の自由が含まれるが、団体を形成しない自由、団体に加入しない又は加入した団体から脱退する自由は含まれない。

（平成18年度特別区職員I類採用試験）